

資本取引

2023年8月8日更新

1. 資本取引の外貨口座の種類

『国内外貨口座管理規定』（銀発「1997」416号）（1997年10月15日実施）により、外資企業の中国現地法人の場合、外貨資金は用途に応じて、資本金口座、国内外貨ローン専用口座、外債専用口座などで運用される。

『直接投資外貨管理政策のさらなる充実と調整に関する通知』（匯発「2012」59号）（2012年12月17日実施）により、外国投資者は中国での現地法人の設立にあたり、前期費用外貨口座、外貨資本金口座、資産現金化口座、保証金口座を開設する必要がある。前期費用外貨口座は、外国投資者が中国国内で行う投資活動に関わる各種前期費用を、外貨資本金口座は、外国投資者が中国で設立する企業の資本金を預かる。資産現金化口座は、中国国内資産現金化口座と海外資産現金化口座を含み、それぞれ中国国内資産売却の外貨収入と海外資産売却による外貨収入を預かる。保証金口座は、海外からの送金保証金専用口座と中国国内からの送金保証金専用口座を含む。中国国内主体は直接投資に関わる保証金を受け取る必要がある場合、保証金口座を開設し、海外からの送金外貨保証金と国内からの送金外貨保証金を預かる。

『外貨管理条例』（1996年4月1日実施、2008年8月5日改正）により、資本取引の外貨資金は許可された用途に使用されなければならない。外貨管理機関が資本取引の外貨資金の使用状況と口座変動状況を監督検査する権限を持っている。

2. 外資直接投資に関する許認可

『外国投資者国内直接投資外貨管理規定』（匯発[2013]12号）（2013年5月13日実施）、『国家外貨管理局による、直接投資外貨管理政策の更なる簡素化および改善に関する通知』（匯発[2015]13号、2015年6月1日実施）および『資本項目外貨業務指南（2020年版）』（2020年11月13日実施）により、外国投資者（外国の機関と個人を含む）は、次の直接投資を行った場合、外貨管理局金融機構標識コードを取得しかつ資本項目情報システムを開通した銀行に登録しなければならない。①外資企業の設立のため事前に前期費用を払い込んだ場合、②外資企業を設立した場合、③外国投資者が貨幣、株式、実物資産、無形資産などで外資企業に出資し、または中国国内企業の中国側株式を買収した場合、④外資企業に増資、減資、株式譲渡などの資本変更があった場合、⑤外資企業が抹消または非外資企業に転じた場合。

登記後、外国投資者は実際の需要に応じて銀行で前期費用口座、資本金口座および資産現金化口座などの国内直接投資口座を開設することができ、それらの口座の外貨両替は資本金両替の関連規定に従う。外資企業の外貨資本金と両替後の人民元資金は、企業経営範囲内で使用しなければならない。減資、決済、早期投資回収、利益配当など国外に送金す

中国 為替管理制度

る必要がある場合、外資企業は登記後、銀行で外貨購入の上対外支払が可能。国内直接投資は国際収支統計申告をする必要がある。

『外国投資者による中国地場企業の買収・合併に関する規定』（商務部令2009年第6号）（2006年9月8日実施、2009年6月22日改正）により、外国投資者が中国地場企業を買収・合併するには次のことに注意する必要がある。1) 買収・合併関係者は中国の外貨管理に関する法律に従い、遅滞なく外貨管理機関にて外貨の許可、登記、記録と変更手続をしなければならない。2) 外国投資者が中国地場企業の株式を買収・合併し、または外資企業の中国出資者の株式を買収・合併する際に、外国投資者と買収・合併される企業はともに外貨登記をしなければならない。3) 外国投資者がその所有する合法的な人民元資産を買収対価の支払い手段として利用する場合に、外貨管理機関の許可を得なければならない。4) 中国地場企業株主の株式購入が審査機関に許可された場合、外国投資者はその許可文書について株式の譲渡側と中国地場企業所在地の外貨管理機関にそれぞれ副本を届けなければならない。

『国家外貨管理局・建設部による、不動産市場の外貨管理の規範化に関する問題の通知』（匯発「2006」47号）（2006年9月1日実施、2015年5月4日改正）により、中国国内で設立された海外機関の支店、代表機関（以下「国内支店、代表機関」）および中国国内で1年間以上滞在した外国人は、中国国内の住宅を購入することができる。その際、住宅の販売契約または前売り契約および関連証明書をもって外貨指定銀行にて申請し、外貨指定銀行が外貨を人民元に替え、直接不動産企業の口座に振り込む。また、国内支店・代表機関と外国人が購入した住宅を売却することによって得た人民元資金は、外貨購入申請書と関連証明書などを住宅所在地の外貨管理機関に提出し、審査を通れば、外貨を購入して海外へ送金することができる。

外国投資者は中国国内で不動産企業に投資することができる。外資不動産企業は「国有土地使用証明書」を取得していない場合、または開発プロジェクトの資本金がプロジェクト投資総額の35%に及ばない場合に、海外から外債を借りてはならない。外国機関と外国人が、株式譲渡およびその他の方式で中国国内の不動産企業または合併企業の中国出資者の株式を買収する際に、自己資金で一括譲渡金を支払えない場合は、外貨登記はできない。

3. 対外直接投資に関する許認可

『中国国内機関の海外直接投資にかかる外貨管理規定』（匯発「2009」30号）（2009年8月1日実施）に基づき、国家外貨管理局およびその出先機関が、中国国内機関の海外直接投資に関わる外貨収支、外貨登記に監督管理の責任を持つ。中国国内機関は、外貨

中国 為替管理制度

自己資金¹や、規定要件を満たした国内の外貨融資、人民元から両替した外貨または実物、無形資産および許可されたその他の外貨資産などをもって、海外直接投資を行うことができる。また、中国国内機関の海外直接投資から得た利益は海外で再投資することもできる。

中国国内機関は次の状況が生じた後60日以内に、海外直接投資外貨登記書、海外直接投資主管部門の許可または届出文書および真実性のある関連証明書類をもって、所在地の銀行に海外直接投資外貨登記、変更あるいは届出の手続きを行わなければならない。

(1) 中国国内機関は、海外直接投資の利益および投資した海外企業の減資、持株譲渡、清算などの資本取引による外貨収入を海外に保有し、未登録の海外企業の設立・合併・資本参加に使う場合、海外直接投資外貨登記手続きを行わなければならない。

(2) 登記済みの海外企業は名称、経営期限、合弁・合作相手および合弁・合作方式などの基本情報の変更、または増資、減資、持株譲渡や置換、合併・分社などの状況が生じた場合、海外直接投資外貨登記変更手続きを行わなければならない。

(3) 登記済みの海外企業は長期的な株式や債権投資、対外保証など資本変動に関わらない重要事項が生じた場合、海外直接投資外貨届出手続きを行わなければならない。

『商務部・国家外貨管理局による国外の加工貿易プロジェクトの審査許可手続簡素化および審査許可権限委譲の問題に関する通知』（商合発「2003」126号）（2003年6月26日から実施）により、国外で加工貿易に投資する場合、投資が300万ドル以下なら投資主体所在地の外貨管理分局にて、300万ドル以上なら国家外貨管理局にて出資審査と許可を受ける。外国での投資が許可された後、外貨管理局で登記し、外貨資金の送金手続をする。

『国家外貨管理局による、国内住民の特殊目的会社を通じた海外投融資と国内への投資にかかる外貨管理の関連問題に関する通知』（匯発「2014」37号）（2014年7月4日実施）によれば、「特殊目的会社」とは、国内住民（国内機関と国内個人を含む）が投融資を目的に、自身の国内企業資産や権益、または国外資産・権益をもって、国外で直接設立または間接支配する国外企業を指す。国内住民が外貨を買い国外特殊目的会社の設立と国外運営資金などに使うことができ、また特殊目的会社から得た利益、配当と資本変動の外貨収入は国外融資に使うことができる。国内住民が直接設立・支配する国外特殊目的会社は、国外投資外貨登記をする必要がある。特殊目的会社が国外融資完了後、融資資金を中国国内に戻す場合、中国の外商投資と外債管理などの関連規定に従うべきで、設立した外商投資企業は外商直接投資外貨管理規定に従い外貨登記をしなければならない。

4. 中国国内証券投資に関する規制

中国人は全ての証券に投資できる。

¹ 注：外貨自己資金とは、經常取引の外貨口座、外商投資企業の資本金口座などの口座内にある外貨資金を指す。

中国 為替管理制度

『個人外貨管理方法実施細則』（匯發「2007」1号）（2007年2月1日実施）により、外国人は外貨建てのB株しか購入できず、人民元建てのA株、国債、社債等を購入してはならない。その他の中国国内での金融商品への投資は、適格外国機関投資者（QFII）を通じて行うこととする。

『適格外国機関投資者による国内証券への投資に関する管理弁法』（2006年9月1日実施、2020年11月1日より廃止）により、外国機関投資者の中国国内証券市場への投資に関して、次の規定がある。外国機関投資者が適格投資者資格と投資限度額を申請する際に、受託管理人を通して中国証券監督管理委員会と国家外貨管理局にそれぞれ書類を提出することができる。申請者が証券投資業務の許可証を取得した日より1年以内に、受託管理人を通して国家外貨管理局にて投資限度額を申請しなければならない。中国証券監督管理委員会と国家外貨管理局の許可を得た外国機関投資者（以下「要件を満たした投資者」）は証券登記決済機関にて証券口座の開設を申請することができる。投資活動について、1) 投資限度額の範囲内に、要件を満たした投資者は中国証券監督管理委員会に許可された人民元金融商品に投資することができる。2) 要件を満たした投資者は国内で設立された証券会社などの投資管理機関に委託して、国内での証券投資を管理してもらうことができる。3) 要件を満たした投資者は中国国内で株式に投資する際に、中国証券監督管理委員会が規定した持株割合の限度とその他の関連規定を守らなければならない。また資金管理について、1) 要件を満たした投資者は国家外貨管理局の許可を得て、受託管理人を通して外貨口座と人民元特別口座を設けなければならない。2) 要件を満たした投資者による外貨口座と人民元特別口座の収支範囲は、国家外貨管理局の関連規定に合致しなければならない。3) 要件を満たした投資者は国家外貨管理局が規定した期間内に元金を払い込まなければならない。払込元金は国家外貨管理局が認可したハードカレンシーでなければならない。またその金額は許可された限度額を限度とする。

『「適格外国機関投資者による国内証券への投資に関する管理弁法」実施の関連問題に関する規定』（2006年9月1日実施、2012年7月27日実施、2020年11月1日より廃止）により、適格外国機関投資者（QFII）は許可された投資限度額内で、次の人民元金融商品に投資することができる。1) 証券取引所で取引または譲渡される株、債券とワラント、2) 銀行間債券市場で取引される固定収益商品、3) 証券投資ファンド、4) 株価指数先物、5) 中国証券監督管理委員会に許可された他の金融商品。

『適格外国機関投資者による国内証券への投資に関する外貨管理規定』（2009年9月29日実施、2012年12月7日改正、2016年2月3日改正、2018年6月12日改正、2020年6月6日より廃止）により、国家は適格投資者の国内証券への投資に対し、限度額管理を実施する。国家外貨管理局は一社の適格投資者の投資限度額に対し、登録、審査、管理を行う。適格投資者は証券監督管理委員会の資格許認可を得た場合、登録方式により、自社の資産規模または管理する証券資産規模に対する一定比率の投資限度額を獲得できる。基準限度額を超えた投資申請は国家外貨管理局の許認可が必要となる。また、外国の主権ファンド、中央銀行および貨幣当局等の機関の投資限度額は資産規模の限度を受けず、国内証

中国 為替管理制度

券市場への投資需要に基づいた投資限度額を獲得できる。

『人民元適格外国機関投資者の国内証券投資試点弁法』（2013年3月1日実施、2020年11月1日より廃止）、『国家外貨管理局による人民元適格外国機関投資者の国内証券投資試点の関連問題に関する通知』（2013年3月11日、2020年6月6日より廃止）により、外国法人（以下「人民元適格投資者」）は中国証券監督管理委員会に許可され、かつ国家外貨管理局（以下「国家外貨管理局」）に投資限度額を許可されれば、国外の人民元資金を利用して中国国内で証券投資を行うことが可能になる。人民元適格投資者は中国国内で証券投資業務を行うに当たって、中国国内の商業銀行に資産委託業務を、中国国内の証券会社に証券売買代理を委託すべきである。また、中国国内資産管理機関に国内証券投資管理を委託することも可能である。人民元適格投資者が中国国内に送金できる資金は投資元金、諸税金・費用（委託費、会計監査費、管理費など）、およびその他中国人民銀行と国家外貨管理局が許可した人民元資金である。投資限度額が許可されてから6カ月以内に投資元金を中国国内に送金しなければならず、中国国内から国外への再度の送金には1年のロック期間がある。中国国外に送金できるのは、中国国内で証券を売却した収入、現金配当、利息、およびその他中国人民銀行と国家外貨管理局が許可した人民元資金または購入した外貨である。

『適格外国機関投資者による国内証券への投資に関する管理弁法』『人民元適格外国機関投資者の国内証券投資試点弁法』が『適格外国機関投資者と人民元適格外国機関投資者の国内証券先物投資管理弁法』にて、また『適格外国機関投資者による国内証券への投資に関する外貨管理規定』『国家外貨管理局による人民元適格外国機関投資者の国内証券投資試点の関連問題に関する通知』が『外国機関投資家による国内証券・先物投資資金管理規定』にて、『「適格外国機関投資者による国内証券への投資に関する管理弁法」実施の関連問題に関する規定』が『「適格外国機関投資者と人民元適格外国機関投資者の国内証券先物投資管理弁法」実施の関連問題に関する規定』にて取って代わることとなった。

中国証券監督管理委員会、中国人民銀行、国家外貨管理局令第176号『適格外国機関投資者と人民元適格外国機関投資者の国内証券先物投資管理弁法』（2020年11月1日実施）

当該弁法の適格外国機関投資者と人民元適格外国機関投資者（以下「適格外国機関投資者」）とは、中国証券監督管理委員会（以下「中国証監会」）の許可を得て、外国からの資金で国内証券先物投資を行う外国機関投資者であり、海外基金管理会社、商業銀行、保険会社、証券会社、先物会社、信託会社、政府投資、主権基金、養老基金、慈善基金、寄付基金、国際組織などの中国証監会に認可された機関を含む。

適格外国機関投資者資格を申請するには、次の条件を満たさなければならない。

- ・ 財務状況が安定しており、信用格付けが良好で、証券先物投資経験を有する。

中国 為替管理制度

- ・ 国内投資業務の主要担当者が申請者の所在国または地域の従業資格に関する要求（ある場合）に該当する。
- ・ 管理構造、内部コントロールおよびコンプライアンス管理制度が健全でかつ有効であり、関連規定に従って申請者国内投資行為の合法的適合性を監督する人員を指定する。
- ・ 経営行為はコンプライアンス上の要求に合致し、直近3年あるいは設立以来、監督機関から重大な処罰を受けていない。
- ・ 国内資本市場の運営に重大な影響を与える状況が存在しない。

申請者は委託者を通じて中国証監会に適格外国機関投資者資格の申請書類を届けなければならない。中国証監会は申請書類を受理した日から 10 営業日以内に申請書類の審査を行い、承認または不承認の決定を行う。

適格外国機関投資者は人民銀行、外貨管理局の関連規定に基づき、元金を振り込まなければならない。外貨で振り込まれる元金は中国外国為替市場で取引可能な通貨でなければならない。

適格外国機関投資者は人民銀行、外貨管理局の関連規定に基づき、資金を送金することができる。

適格外国機関投資者は次の状況のいずれかに該当する場合、関連状況が発生した日から 5 営業日以内に中国証監会、人民銀行と外貨管理局に報告しなければならない。

- ・ 委託者の変更
- ・ 持株株主、実際の支配者の変更
- ・ 重大な訴訟およびその他の重大な事件に関わる場合
- ・ 海外で重大な処罰を受ける
- ・ 中国証監会、人民銀行および外貨管理局に規定される他の状況。

適格外国機関投資者は次の状況のいずれかに該当する場合、許可証の変更を申請しなければならない。

- ・ 許可証の情報の変更
- ・ 他の機関に吸収合併された
- ・ 中国証監会、人民銀行および外貨管理局に規定される他の状況。

5. 対外証券投資に関する規制

『適格国内機関投資者の国外証券投資外貨管理規定』（2013年8月21日実施）によれば、適格投資者とは、国外で証券などの投資運営が許可された国内機関を指し、商業銀行、

中国 為替管理制度

証券会社、ファンド管理会社、保険会社、信託会社などを含む。適格投資者は自己資金または国内機関・個人から募集した資金を使い、認められた国外市場と金融商品に投資して良い。その投資限度額は国家外貨管理局に許可される。適格投資者の国外投資純送金額は投資限度額を超えてはならない。2年以内に投資限度額を使い切れないと、国家外貨管理局が投資限度額を減らすことが可能である。適格投資者は国外投資に当たって、国内の商業銀行または他の金融機関に国内受託管理人として資産委託管理業務を委託すべきで、取り扱う資金需要に応じて、国内の外貨委託口座と人民元委託口座を開設して良い。受託管理人は国外で適格投資者のため国外委託管理口座を開設すべきである。国外委託管理口座の収支は、国内委託管理口座との間の資金トランスファーおよび適格投資者の国外投資にかかる収支に限る。適格投資者は受託管理人を通じて外貨または人民元の形で国外投資資金を送金することができ、また国外投資本金と収益は外貨または人民元の形で中国に送り返すことができる。外貨で送り返された元金と収益は、外貨で保留しても良いし、人民元に両替しても良い。

6. 外貨借入の入金と返済

『国内外貨ローン外貨管理方式改革実施の通知』（2003年1月1日実施）に基づき、国内外貨ローンについて、債務者は1件ごとに事前に外貨管理局で登記手続きを行う必要はなく、国内外貨ローンを支給する金融機関が毎月初めの5仕事日以内に外貨管理局にて集中外貨債権登記を行い、国内外貨ローンの変動状況を報告すればよい。ローンの審査について、銀行が自主的に行い、外貨管理局は干渉しない。

『外貨の決済、売却と支払管理規定』（1996年7月1日実施）により、国内での借入外貨は、輸出手形の買い取りを除き、人民元に兌換してはならない。

外貨借入を返済するに当たって、外貨管理局の許可を得て、人民元からの両替や借入金専用口座からの振替、經常取引外貨収入などから外貨ローン専用口座に入金する。返済時手持ちの外貨がある場合は、優先使用が義務づけられている。外貨借入元金の返済は、外貨管理局の許可を受けてから行う。外貨ローン専用口座の開設に関して、債権人が銀行である場合は、債権銀行あるいは債務者の登記地の地元銀行に口座を開設し、債権者が非銀行金融機関である場合は、外貨ローンの振出元の銀行あるいは債務者の登記地の地元銀行に口座を開設することとなっている。

7. 対外借入・貸出に関する規制

『外債管理暫定方法』（2003年3月1日実施）により、外資企業の中国にある銀行（外国銀行支店を含む）からの外貨借入は、対外債務とはみなされないが、外債登記の手続きが必要である。ただし、外資系銀行からの外貨借入は、外債登記が不要。外資企業の中長期借入の累計額と短期外貨借入残高の合計額は、認定済みのプロジェクト総投資額と資本金の差額（「投注差」）の範囲内とされている。超過の部分について、プロジェクト総投資額

中国 為替管理制度

を改めて認定する必要がある。なお、短期借入は残高管理で、借り入れた外債を完済した後、その融資を受けた枠が再利用できるが、中長期借入は発生額管理で、借り入れた外債を完済しても、その融資を受けた枠が再利用できないことになっている。

『外債管理条例』（1996年4月1日実施、2008年8月5日改正）に基づき、銀行が許可された経営範囲内で直接対外貸出することができる。他の中国機関は対外貸出をする前に外債管理機関に申請し、許可を得る必要がある。

『外債登記管理方法』（2013年5月13日実施、2015年5月8日改正）によれば、債務者が外債借入を行った場合、所在地の外債管理局に登録し、対外債務の契約、出金、返済と外貨両替などの情報を届け出る必要がある。外債契約に変更があった場合、債務者は外債管理局に外債契約変更登記をし、また外債未返済残高がゼロになりかつ債務者が出金しない場合、債務者は外債管理局に外債抹消登記をする必要がある。国外保証の場合も、債務者は所在地の外債管理局に外債登記をする必要があり、国外保証額は外資企業の外債規模管理に組み入れられる。

債務者が国内銀行の場合、外債管理局の関連システムを通じて一件ごとに外債借入の情報を届け出なければならない。債務者が財政機関、銀行以外のその他の国内債務者の場合、規定期間内に所在地の外債管理局に外債契約を一件ごとに登記または届出手続をしなければならない。外資企業が借入れた外債資金は人民元に両替して使用可能。短期外債は原則流動資金にしか使えず、固定資産投資など中長期用途に使われてはならない。債務者が外貨を購入し外債を返済するには、実需原則に従う。

『企業中長期外債審査登記管理弁法』（2023年2月10日実施）により、中国国内に所在する企業（各種金融企業と非金融企業を含む）、およびその企業が管理（直接または間接的に半数以上の議決権を有する、もしくは経営・財務・人事・技術など重要事項を支配）する国外企業・支社・支店などの組織が取り組む、中国国外より期間1年超（1年を含まない）の人民元建てまたは外貨建て借り入れは、企業中長期外債と定義される。企業中長期外債の借り入れを行う場合、事前に、中国国内における本社や本店など企業本部を通じて国家発展改革委員会に対して申請報告書および関連資料を提出し、「外債審査登記証明」を取得しなければならない。また、各外債借り入れから10営業日以内にインターネットのシステムを通じて審査登記機関に外債借り入れの情報を報告しなければならない。毎年1月末および7月末の前の5営業日以内に同システムを通じて外債資金の利用状況などを報告しなければならない。

『包括的クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理に関する事項についての中国人民銀行の通知』によれば、リスクウェイトに基づくクロスボーダー融資残高の上限の計算は、資本または純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節パラメーターである。

「資本または純資産」：企業については純資産により計算し、銀行類法人金融機関（政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、都市信用合作社、農村信用合作社、外資銀行を

中国 為替管理制度

む)については一級資本により計算し、非銀行法人金融機関については資本（払込資本または株式資本+資本剰余金）により計算し、外国銀行の中国国内支店については運営資本により計算し、会計監査を経た直近1期の財務報告書を基準とする。

「クロスボーダー融資レバレッジ率」：企業については2とし、非銀行法人金融機関については1とし、銀行類法人金融機関および外国銀行の中国国内支店については0.8とする。

「マクロプルーデンス調節パラメーター」：1とする。

本通知の公布の日から、外商投資企業、外資金融機関については1年間の過渡期を設ける。過渡期において、外商投資企業、外資金融機関は現行のクロスボーダー融資管理モデルおよび本通知のモデルから1つのモデルを任意に選択して適用することができる。

8. 預金

中国人と外国人はともに外貨業務が許可された中国地場銀行と外資系銀行に外貨口座を開設でき、口座内でクロスカレンシーの為替売買が可能である。

9. 利子、配当、利益などの対外送金

『個人外貨管理方法』（2007年2月1日）により、外国人は中国国内で経常取引から得た合法的な人民元収入を、個人の身分証明証と関連証明書類をもって、銀行にて外貨を購入し、国外に送金することができる。

『外貨管理条例』（1996年4月1日実施、2008年8月5日改正）、事業を中止する外資企業は、決算・納税をした後、外国投資者が所有する人民元を外貨両替業務を経営する金融機関にて外貨を購入し、国外送金することができる。

『サービス貿易外貨管理指引』（2013年9月1日実施）、『サービス貿易外貨管理指引実施細則』（2013年9月1日実施）によれば、外国人の中国国内での仕事報酬、国外機関と外国人の中国国内で得た利子・配当・利益・保証費、および非資本移転の寄付・賠償・税金・偶然的所得、リース代、不動産の売却収入、株売却所得などの収益と経常移転について対外支払には制限なし。ただ、一回につき5万ドル以上の外貨収支業務は、金融機関にて取引関連書類の審査が必要で、対外支払いの場合は事前に地元の国税機関に税務届出をしなければならない。一回につき5万ドル（含む）以下の外貨収支業務は、原則取引書類の審査は必要なし。

ただし、『国家税務総局・国家外貨管理局によるサービス貿易等項目の対外支払税務届出の関連問題に関する公告』（2013年9月1日実施）によれば、後記の収益と経常移転の対外支払は税務届出をする必要はない。1) アジア開発銀行と世界銀行グループ傘下の国際金融会社が中国で取得した収入（合弁企業から得た利益と株売却所得、不動産などの貸出・売却収入と中国国内機関への貸出利息などを含む）。2) 外国政府と国際金融機

中国 為替管理制度

関が中国に提供した外国政府のローン（外国政府の混合ローンを含む）と国際金融機関の貸出利息。国際金融機関とは国際通貨基金、世界銀行グループ、国際開発協会、国際農業開発基金、ヨーロッパ投資銀行などを指す。3) 外貨指定銀行または財務会社の国外借款、国外同業コール、海外支払立替とその他の債務利息などの対外融資。4) 中国省レベル以上の国家機関の対外無償寄付援助資金。5) 国内証券会社または登記結算会社が国外機関または国外個人に支払った合法的株配当、配当、利息収入と有価証券売却収益。6) 国内個人の国外留学、観光、親族訪問などの費用。7) 国内機関と個人が行うサービス貿易、収益と経常転移の外貨還付金。

『国家税務総局・国家外貨管理局によるサービス貿易等項目の対外支払税務届出の関連問題に関する補充公告』（2021年6月29日実施）によれば、次の事項については税務届出をする必要がない。

- ・外国投資者が中国国内直接投資による合法所得を中国国内へ再投資するもの
- ・財政予算内機関、事業単位、社会団体への非貿易非経営性送外貨送金業務

10. 保税区の資本取引の外貨管理

『経常項目外貨業務ガイドライン』（2020年8月28日実施）によれば、いわゆる海関特殊監管区域（以下「区内」）とは、保税区、輸出加工区、保税物流パーク、クロスボーダー工業区、保税港区、総合保税区など税関が閉鎖的に監督管理を実施する特定区域を指す。区内と国内区外との間の貨物貿易取引は、人民元または外貨での決済が可能だが、サービス貿易取引は人民元で決済しなければならない。区内機関の間の取引は、人民元または外貨で決済可能で、区内行政管理機関の各行政費用は人民元で決済される。保税物流中心（A、B型）、輸出監管倉庫、保税倉庫、ダイヤモンド取引所などは同方法が適用される。

11. 外貨から人民元への両替

『国家外貨管理局による外商投資企業の外貨資本金人民元転管理方式の改革に関する通知』（2015年6月1日実施）に基づき、

(1) 外資企業が外貨資本金を人民元に両替した資金は、許可された経営範囲内で使用されなければならない。別途規定がない限り、中国国内の株式に投資してはならない。外資不動産企業を除き、外資企業は両替された人民元資金で非自社用の国内不動産を購入してはならない。

(2) 外資企業は銀行にて外貨資本金を人民元に両替する場合、次の書類の提出が必要である。

- ・ 両替された人民元資金の支払指示書。
- ・ 両替資金の用途の証明書。契約書、支払請求書など。
- ・ 会計士事務所による直近一期の資本金検査報告書。

中国 為替管理制度

- ・ 前回の両替資金の支払状況の関連証明書、用途の明細書および領収書などのオリジナル。
- ・ 外貨両替企業の社印か財務印鑑を捺印された税務部門のネット上領収書照会プリント。
- ・ 銀行が必要と考える他の書類。

(3) 国内機関あるいは個人が持っている国内株式・権利を外国投資者に譲渡して得た外貨資金は、資産現金化専用外貨口座を通じて入金・両替されるべきである。

12. 国内企業内部メンバーの外貨資金の集中運用

『国内企業内部メンバーの外貨資金集中運用の管理規定』（2009年11月1日実施、2015年5月8日改正）によれば、中国国内で登記し、資本関係のある親会社や子会社、他のメンバー企業・機関（金融機関を含まない）は国内企業内部メンバーと見なされる。

内部メンバーの間で外貨資金を相互貸借し、外貨の資金プール業務を行うに当たって、その資本金外貨口座と経常取引外貨口座にある、自由支配できる外貨資金で運用されるべきである。また、全額返済原則に従うべきで、差金返済してはならない。国内金融市場の同期商業金利水準に合わせて貸借の金利を決定すべきで、高すぎても低すぎてもいけない。

『多国籍企業の外貨資金集中運営管理規定』（2014年6月1日実施、2015年8月5日改正）によれば、前年度に外貨収支規模が1億ドル以上（外貨資金集中運営管理に参加する国内メンバー企業の連結計算）、かつ直近3年間重大な外貨法律・規律違反行為がなかった多国籍企業（貿易外貨収支企業リストに明記された企業はA類企業であること）は、経営ニーズに応じて所在地銀行（B類以上の銀行で3行以下）で「国内外貨資金主口座」と「国際外貨資金主口座」を開設することができる。開設に当たって所在地の外貨管理分局に届け出る必要がある。20業務日以内に外債、対外貸出・借入限度額などの内容を盛り込んだ届出通知書が交付される。

国内外貨資金主口座は、国内メンバー企業の外貨資金を集中的に運営管理し、また経常取引の外貨資金集中受け払い、差額決済などの業務を取り扱える。国際外貨資金主口座は、国外メンバー企業の資金とその他の国外機関から借入した外債資金を集中的に運営管理する。国際外貨資金主口座の間、および国外機関の中国国内外貨口座、国外資金との間での資金の出し入れが自由である。国際外貨資金主口座の資金は企業の外債限度額を使わないが、外債登記する必要がある。国内外貨資金主口座と国内外貨資金主口座の間の純借入額は国内メンバー企業合計の外債限度額を超えてはならず、純貸出額は国内メンバー企業合計の対外貸出限度額を超えてはならない。

13. 国内機関の対外保証とクロスボーダー保証

『外貨管理条例』（1996年4月1日実施、2008年8月5日改正）に基づき、対外保証を提供する場合、まず外貨管理機関に申請する必要がある、資産・借金などの状況によって

中国 為替管理制度

審査許可される。対外保証契約が締結後、外貨管理機関にて対外保証登記をすべきである。

『クロスボーダー保証外貨管理規定』（2014年6月1日実施）によれば、クロスボーダー保証は「内保外貸」、「外保内貸」とその他のクロスボーダー保証に分けられる。

「内保外貸」は保証人が中国国内にあり、債務人と債権人がいずれも国外にあるケースを指し、「外保内貸」は保証人が国外にあり、債務人と債権人が中国国内にあるケースを指す。その他のクロスボーダー保証は、上記2つのケースを除いたクロスボーダー保証を指す。

「内保外貸」と「外保内貸」は外貨管理局にて登記しなければならない。登記された「内保外貸」は、保証履行が発生すると、保証人が対外債権登記をする必要がある。銀行、非銀行金融機関が保証人となる場合、保証業務経営資格が必要である。保証人が非銀行金融機関・企業・個人の場合、保証登記書類を持って直接銀行にて保証履行の外貨購入と対外支払いをすることができる。「内保外貸」の資金は債務人の正常な経営範囲内の支出に限られ、外貨管理局の許可なしに債務人が貸出や株式投資、証券投資などの形で中国国内において使用してはならない。保証人の責任が満期になり、債務人が債務弁済した後または保証が履行された後は、保証人は登記抹消手続きをしなければならない。

「外保内貸」では、国内非金融機関が国内金融機関から融資を受けまたは与信限度額を得るに当たって、国外機関または個人の保証を受けることができる。国内債務人は「外保内貸」の保証履行で形成した対外負債の未返済元金残額は前年度の純資産額を超えてはならない。国外保証履行が発生した場合、国内債務人は所在地の外貨管理局にて短期外債登記をする必要がある。

その他のクロスボーダー保証では、保証の対外債権・債務は事前許可が必要で、また保証履行が発生することによって対外債権・債務が変化した場合は、許可または登記手続きが必要である。

14. 外債発行の登記管理制改革

『外債発行の登記管理制の改革を推進する通知』（2015年9月14日実施）に基づき、企業外債発行の限度額審査認可制が中止され、登記制管理へと移行される。企業が外債を発行する場合、国家发展改革委員会に事前に登録手続きを済ませる必要があり、また毎期発行後の10営業日以内に、国家发展改革委員会に発行情報を提出しなければならない。

外債発行の条件は、(1)信用状況がよい、(2)発行済債券またはその他の債務が違約状態にない、(3)内部統制と外債リスクコントロールが完備する、(4)返済力がある、とする。

中国 為替管理制度

登記に必要な資料は外債発行の申請報告書とその発行案（外債通貨種類、規模、利率、期間、募集用途およびリサイクリング等を含む）である。

『債権の対外譲渡の外債管理改革に関する通知』（2016年8月8日実施）に基づき、中国国内の金融機関は、海外投資家や金融機関に不良債権を譲渡し、国内企業の対外負債となった場合、『外債発行の登記管理制の改革を推進する通知』（2015年9月14日実施）を適用し、外債登記管理制により管理される。

不良債権を対外譲渡する国内金融機関は、国家発展改革委に発行される登録証明を受け取った後、外貨管理部門に外債登記と資金為替を申請できる。

15. 多国籍企業の外貨資金の集中運営

多国籍企業の外貨資金の集中運営に関する管理規定（2015年8月5日実施）に基づき、多国籍企業のメンバー企業による外債借入に比率自律を実行し、メイン企業はメンバー企業の外債限度額を全部または一部集中させることができる。外債資金は、人民元貸付の返済、持分投資等の使用することができる。企業は、外債登記手続きを済ませた後、商業原則に基づき自主的に返済通貨種類を選択することができる。また、当該規定は国際マスター口座の機能の最適化、口座開設要求の簡素化、渉外資金受取、支払申告手続きの完全化等を明記している。

16. 外国機関投資家による銀行間債券市場への投資

外国機関投資家による銀行間債券市場への投資に関連する事項のさらなる適切な遂行についての公告（中国人民銀行公告「2016」第3号、2016年2月17日実施）に基づき、中国人民銀行は海外機関投資家が中長期投資家として銀行間証券市場への投資を奨励し、外国機関投資家の投資行為に対してマクロ管理を行う。外国機関投資家は外貨管理の関連規定に基づき、関連資金の為替を行うことができる。また、一定の条件を満たした外国機関投資家は銀行証券市場で中国人民銀行の許可のあった証券現物等の取引を行うことができる。

『外国機関投資家による中国債券市場への投資にかかる資金管理規定』（銀發〔2022〕258号、2023年1月1日実施）により、外国機関投資家（外国の中央銀行または通貨当局、国際金融機関、政府系ファンド（以下、あわせて政府系機関という）、中華人民共和国国外で法に基づき登録・設立された商業銀行、保険会社、証券会社、基金管理会社、先物取引業者、信託会社およびその他の資産管理機関等の各種金融機関、ならびに養老基金、慈善基金、寄付基金等の中長期の機関投資家）は、関係する金融監督管理部門が発行した中国債券市場投資届出通知書または同等の効力を有するその他の文書を取得した後10営業日以内に、カストディアンまたは決済代理人を指定して、上記の文書に基づき国家外貨管理局資本項目情報システム（以下、資本項目情報システムという）を通じて外国機関投資家のために登記手続きを代行させなければならない。カストディアンまたは決済代理人は、資

中国 為替管理制度

本項目情報システムで作成された業務登記証に基づき、外国機関投資家のために中国債券市場への投資専用の資金（人民元または/および外貨）口座（以下、債券市場資金専用口座という）を開設しなければならない。

債券市場資金専用口座への入金範囲は、外国から送金された外国機関投資家の元金および関連する税金・経費（税金、受託手数料、監査費、管理費等）、債券の売却で得た代金、債券が満期となり回収した元金、利子所得、規定に適合する債券および外国為替デリバティブ取引に関する資金の振替入金、中国国内での人民元・外貨への両替に関する資金の振替入金、同一名義の債券市場資金専用口座内の資金の相互振替、適格外国機関投資家（QFII）/人民元適格外国機関投資家（RQFII）の中国国内の同一名義の専用口座内の資金の振替入金、ならびに中国人民銀行および国家外貨管理局の規定に適合するその他の入金である。

債券市場資金専用口座からの出金範囲は、債券取引代金および関連する税金・経費の支払、投資の元金・収益の外国への仕向送金、規定に適合する債券および外国為替デリバティブ取引に関する資金の振替出金、中国国内での人民元・外貨への両替に関する資金の振替出金、同一名義の債券市場資金専用口座内の資金の相互振替、QFII/RQFII の中国国内の同一名義の専用口座内の資金の振替出金、ならびに中国人民銀行および国家外貨管理局の規定に適合するその他の出金である。

債券市場資金専用口座内の資金は、中国債券市場への投資以外のその他の用途に用いてはならない。外国機関投資家による中国債券市場への投資における仕向送金と被仕向送金の資金の通貨は原則として一致していなければならない。人民元と外貨間の通貨間裁定取引を行ってはならない。同時に「人民元+外貨」の被仕向送金を行って投資する場合、仕向送金における累計外貨金額は被仕向送金における累計外貨金額の1.2倍を超えてはならない（投資を清算するときの仕向送金を除く）。中国債券市場に長期投資する場合は、上記の比率に応じて適宜緩和することができる。

『適格機関投資家による銀行間債券市場への参与の登録管理に関する実施細則』（中国人民銀行上海総部公告[2016]第1号、2016年5月18日実施）により、適格機関投資家がネットによる登録手続きを済ませると、銀行間債券市場への参与が認められる。当該細則は具体的な登録手続きと申請資料も規定した。

『外国機関投資家による銀行間債券市場への投資の利便化に関する公告』（銀発（2019）240号、2019年11月15日実施）により、同一外国機関投資家は投資管理需要に応じ、適格外国機関投資家（QFII）或いは人民元適格外国機関投資家（RQFII）の債券口座および銀行間債券市場において、直接投資の債券口座で所持する銀行間市場債券に対し、双方向で名義変更を行うことができる。同一外国機関投資家はQFII・RQFIIの保管口座にある資金と直接投資の資金口座にある資金に対し、双方向で振替を行うことができる。同一外国機関投資家がQFII・RQFIIと直接投資を通じて国内銀行間債券市場に投資する場合、QFII・RQFIIの取扱銀行或いは直接投資決済代理人を通じて、中国人民銀行上海本部に対して登録手続きを一度のみ実施する。

中国 為替管理制度

17. 個人の外貨管理の健全化

個人の外貨管理を健全化することの関連問題に関する公告（2016年1月1日実施）に基づき、個人為替業務モニタリングシステムの運用が始まり、個人の外貨売買管理システムの使用が停止する。また、個人が外貨業務を申請する際に、個人外貨管理の関連規定に従い、取り分け等の方法で限度額と真実性管理を避けてはならない。

18. 資本項目における外債の自由元転制

資本項目元転管理政策の改革および規範化に関する通知（2016年6月9日実施）に基づき、中国（上海）自由貿易試験区等の4自由貿易試験区で試行実施されている外債資金の自由元転政策を全国展開した。当該通知により、資本項目の外債資金の管理規定を統一させ、金融機関を除く国内企業は資本項目の収入（外貨資本金、外債資金と国外上場によるキャッシュバック）に対し、実際の経営需要に応じ、銀行で自由に元転を行うことができる。